

非上場でも、子会社でも、監査役は訴えられることもある—多重代表訴訟

※ 本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人 監査懇話会の公式な見解とは必ずしも一致しません。

親会社「F魚市場」（非上場）の常務 D は 100%子会社 H 社（食品販売）の非常勤監査役を兼ね、同じく F 魚市場の代表取締役 B 及び専務 C は H 社の非常勤取締役を兼ねていた。F 魚市場の 1 人の株主が、この兼務していた 3 人に対し、18 億 8,000 万円を会社に支払えと代表訴訟を起こし、一審（福岡地裁 2011.1.26）二審（福岡高裁 2012.4.13）最高裁（2014.1.30）とも請求を認め、3 人連帯して同額の支払を行えとの判決がなされた。訴えの内容は、親会社から当子会社に対する融資は、十分な調査をせずに行ったもので、その結果、18 億 8,000 万円もの損失（未回収）を親会社の F 魚市場が被ったというものである。

当子会社 H 社は 2004 年 12 月には実際の「含み損」は 22.6 億円に達していた。「実際の含み損」というのは、不適切な取引により、簿外の預け品を含め、時価と帳簿残高の差額がこれだけ発生していたということである。まず、「ダム取引」、これは、最初は、漁の最盛期に仕入れて、これを順次、加工や販売に充てていく場合、資金力のない当子会社は資金の豊富な仕入業者に、自分に代わって、仕入（輸入）した上で預かってもらい、順次引き取るが、一定期間満了時に残ったものを買取るという取引である。残ったものを捌くために、その仕入業者又は他の業者に一括買上げてもらい、順次買取るがまた一定期間後に残ったものを同じように繰返す「グルグル回し取引」が行われるようになった。仕入業者も、保管料や金利・手数料などを上乗せし、取引のたびに引取価格は上昇する一方、鮮度の落ちた魚の価値は下落し、帳簿価額と時価の差額は拡大する。最初、仕入れて、かつ預かってもらう段階では会計上、許されるかもしれない（これとても確認が必要）が、「グルグル回し」に至っては不適切な取引であるといわざるをえない。このグルグル回しは、当子会社の取締役営業本部長 J が当子会社の取締役会に無断で実行した。但し、判決文をよく読むと、J が行う以前にも不正取引が行われていたようである。

事件の経過の概要は次の通りである。

1999 年 1 月、在庫品の帳簿残高が異常に大きいことが当子会社の P 常務が見つかり、上司の代表取締役 Q に報告、Q の指示で調査したところ、在庫品は商品価値のないものばかりであった。P 常務は非常勤取締役（親会社の代表取締役）B に「在庫商品が異常である」旨報告し、取締役会では B はきちんと調査するよう発言した。同年 4 月の取締役会で、Q は、調

査委員会(第1次：委員長は子会社P常務)より「約1,000万円が今期不良在庫として処分が必要であり、その他については今後の営業努力の中で吸収処理できると報告を受けている」と述べた。Bが他にまだ疑わしい在庫がないかと確認したところ、Qは、「(後に不正実行者と判明する)Jが最終報告として提出した不良在庫総額約3,400万円以外にはない旨返答した」と判決文にある。この調査はJ等からの聞き取り調査が中心であった。

2000年から2002年にかけて当子会社の取締役会において、銀行借入の増額が審議されるたびに、在庫増が指摘され、早期に改善するようBやDが発言している。

2002年11月、親会社において、監査を行った公認会計士より、当子会社を含む在庫管理に関する指導がなされた。一方、当子会社非常勤取締役(親会社専務)Cは、2004年3月上旬、当子会社の在庫が過大でありおかしいと聞き、Bに報告、Bは調査委員会(第二次。委員長は子会社非常勤監査役で親会社の常務D)を当子会社内に立ち上げたが、当委員会は契約書、帳票、棚卸一覧表などを確認せず、Jから聴取したことを信頼して、それ以上の調査はしなかった。Bは、本調査委員会に対し、具体的な調査方法を指示せず、またどのような調査を行ったのかも確認しなかった。

2004年3月末第二次調査委員会から含み損は約13.8億円と報告されたが、6月に至り、当子会社再建計画では14.8億円に修正、親会社は再建策として当子会社に対する20億円の貸付枠を承認し、2004年12月までの間に合計19.1億円を貸し付けた。この資金は親会社が銀行借入し、これを当子会社に貸し付けたものである。

2004年12月、当子会社の調査委員のKはBに含み損は22.6億円であると報告し、2005年2月、これに基づく再建計画が親会社に提出され、これを受けて、親会社の取締役会は未回収の貸付金15.5億円の債権放棄を決議した。その後、新たに貸付けた3.3億円を加えた合計18億8,000万円が未回収になった。個々の貸付は当子会社の返済能力等を検討することはなかった。当子会社は2007年3月期で8.1億円、2008年3月期で約20億円の債務超過に陥った。現在、当子会社は業務用スーパー1店舗だけ残っている。

Bはかつて、当子会社に出向し、取締役営業部長で、今回の不正実行者Jの上司であった。当子会社の取締役会には取締役・監査役、つまりB,C,Dの3人は出席していた。非常勤監査役Dは、売掛金等の残高証明及び在庫証明の帳簿との照合はしっかり行ったが、在庫の内容や売上日報の確認は行っていない。買付販売と信稟議書を見ると、同一品名で異なる単価のものが存在した。

判決文は言う。B(親の代表取締役兼務の取締役)らは1999年1月、不良在庫を認識し、2002年11月には公認会計士からの指導があったのだから、一般的な発言だけでなく、親会社及び当子会社の取締役会を通じ、契約書や請求書等の帳票の確認、在庫の検品、買付販売と信稟議書等の記録の検証等具体的に指示すべきであった。そうすれば、不当に高い単価の取引や同一商品で異なる単価など明らかになり、不適切な取引を中止することができた、そ

うすればこれほどの損害にはならなかった。

また、経営判断の前提となる当子会社の経営状況の調査が不十分なまま、再建策を決めなければいけない緊急の対応が必要だったという事情はうかがわれない。結論として「18.8億円をもって、本件貸付についての（被告らの）善管注意義務違反によって生じた損害と認めるのが相当である」（出典：一審福岡地裁 2011.1.26 F 魚市場事件の判決 金融商事判例 1367号 41 頁）

私のコメント

この事件が注目されるのは、月刊監査役 599 号「F 魚市場株主代表訴訟事件—福岡地裁 2011 年 1 月 26 日」（久保田安彦）で解説されているように、「子会社の不正事件について、親会社の取締役が当該不正を疑わせる事情を知っている場合には、子会社の不正を調査すべき義務が課せられる」と判示したことであり、「そのままだと子会社に損害が生じて親会社にも損害が生じる危険な大きいのであるから、そうした親会社の損害を回避するためには、親会社取締役をして子会社の不正の是正・発見に尽力させる必要が大きいといえる。これらの意味で、本判決の基本的立場は支持されるべきであると思われる」「子会社の取締役・監査役を兼任していた親会社取締役のみが責任追及の対象とされている。ただし、そのことは兼任取締役以外の親会社取締役・監査役の責任が問題にならないことを意味するわけではない」

また、最終完全親会社（企業グループのトップに立つ会社）の株主は、一定の要件の基に、子会社・孫会社の役員等の責任に対して直接株主代表訴訟を提起することができるといふ、いわゆる「多重代表訴訟」（会社法第 847 条の 3）の創設を機に、子会社の役員は、ますます油断のできない時代になった。